

令和8年度 空飛ぶクルマ専用離着陸場等拠点整備事業補助金 公募要領

1 事業の趣旨・目的

大阪府では、全国に先駆けた空飛ぶクルマの商用運航の実現と、大阪・関西における運航ネットワークの構築に向けて取り組んでいます。

令和8年度は、商用運航の拠点となる空飛ぶクルマ専用離着陸場等の整備に向けた事前の調査・検証等の取組を、地域未来交付金（地域未来推進型）及び宿泊税を活用して、空飛ぶクルマ専用離着陸場等拠点整備事業補助金（以下「補助金」といいます。）により支援します。

2 定義

- （1）「空飛ぶクルマ」とは、電動化、自動化といった航空技術や垂直離着陸などの運航形態によって実現される、利用しやすく持続可能な次世代の空の移動手段をいいます。航空法上の航空機に該当し、無人航空機であるドローンは含まれません。
- （2）「空飛ぶクルマ専用離着陸場等」とは、「バーティポート整備指針」（令和5年12月国土交通省航空局策定）に基づき整備される、空飛ぶクルマの到着、出発及び地上移動等のために使用される陸上の一定の区域で、空港等のうち、空飛ぶクルマ専用の陸上ヘリポート（機体の修理や分解（オーバーホール）など、大規模な機体の整備や多数の夜間駐機にも対応可能な施設を有するものを含む。）をいいます。

3 補助対象事業

（1）基本的な考え方

補助対象事業は、上記1の事業の趣旨・目的に沿って実施され、大阪府内における空飛ぶクルマ専用離着陸場等の拠点整備に向けた事前の調査・検証等の事業とします。

なお、本事業では、大阪における空飛ぶクルマの商用運航にあたり、具体的な活用が想定される拠点を対象としますので、事業計画書には、具体的な活用方策も記載してください。

（2）他の補助金等との関係

ア 大阪市との連携

大阪府域において空飛ぶクルマの実機等を使用した社会受容性の向上に資する取組を実施する場合は、大阪市から「令和8年度空飛ぶクルマ社会実装促進事業補助金」による補助を受けることが可能です。^{（注）}

（注）補助金の交付については、各自治体が審査を行い個別に決定します。また交付金額は、大阪市の予算の範囲内となります。大阪市の補助制度については、以下担当窓口までお問い合わせください。

大阪市 窓口 大阪市 経済戦略局 産業振興部 イノベーション課 事業創出担当
TEL：06-6615-3726 FAX：06-6615-7433

イ その他の補助金等

同一事業で、国や地方公共団体、独立行政法人等の公的な補助金、助成金等の交付を受けている場合、又は受けることが決まっている場合は、申請することはできません（大阪市

「令和8年度空飛ぶクルマ社会実装促進事業補助金」を除く）。

ただし、他の公的な補助金、助成金等の交付を受けている場合であっても、その補助金、助成金等の対象経費と、本補助金の対象経費とが明確に区分できるときは、申請することができます。また、他の公的な補助金、助成金等について申請中又は申請予定の場合は、本事業申請の際、事業計画書にその旨と対象経費等を記載してください。

(3) 外部委託の制限

補助事業は、申請者が主体となって実施していただく必要があります。補助事業の全てを外部に委託した場合は補助対象となりませんので、ご注意ください。

4 補助金額・補助率・補助事業実施期間

補助金額・補助率・補助事業実施期間については、次のとおりとします。

(1) 補助金額

上限3,000万円

(2) 補助率

補助対象経費の2分の1以内

(3) 補助事業実施期間

交付決定日から令和9年2月28日（日曜日）まで

《留意点》

○大阪府の予算の範囲内で補助金交付額を決定するため、補助事業に採択された場合であっても、補助金交付申請額の満額とならない場合があります。

○本補助金は、原則として補助事業完了後の精算払いとなります。事業実施期間中は、全額自己負担で経費支出を行っていただきます。補助事業完了後、別途指定する期日までに、経費支出の証拠書類等を添付した実績報告書をご提出いただき、大阪府においてその内容を検査の上、補助金を交付します。なお、検査の結果、実際の交付額が交付決定額を下回ることがあります。

○補助金交付先口座については、「全国銀行内国為替制度」加盟の金融機関（国内の金融機関で、国内に所在する支店）の預金口座のみとなります。

5 補助事業の実施主体（申請できる方）

(1) 補助事業の申請者

補助事業の実施主体（申請できる方）は、大阪で将来にわたり継続的に空飛ぶクルマ専用離着陸場等を活用した事業を計画する法人です。

（大阪で空飛ぶクルマ専用離着陸場等を自ら整備する計画を有する法人を想定しています。）

なお、複数の事業者が連携して事業を実施する場合（※）は、代表事業者を1者選定のうえ、その代表事業者から申請してください。

※ 複数の事業者が連携して事業を実施する場合

- ・申請事業者と共に補助事業を実施する事業者を「共同事業者」という（補助事業に対する一部経費を負担）。
- ・申請事業者及び共同事業者が実施する補助事業に対して、技術支援等の協力を実施する事業者を「協力事業者」という（補助事業に対する経費負担なし）。

(2) 申請資格・要件

社会通念上、交付を受けるのにふさわしくない次に掲げる者は、申請することができませ

ん。補助事業を共同で行う場合は、申請者である代表事業者だけでなく、「共同事業者」のうちの1者でも以下に該当する場合は、申請することができません。

- ア 直近3事業年度の法人税、消費税及び地方消費税を完納していない者
- イ 地方税及びその附帯徴収金を完納していない者
- ウ 宗教活動や政治活動、国内世論が大きく分かれている社会問題等に関する主義又は主張を目的にしている者
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者
- オ 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者
- カ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から一年を経過しない者
- キ 大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号）第15条第1項第3号の規定する不正行為をしたと知事が認めた日から一年を経過しない者
また、次に該当する場合は、審査の対象から除外します。
- ク 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ケ 本要領に違反又は著しく逸脱した場合
- コ その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

6 補助対象経費

補助事業の実施に直接必要な経費として明確に特定できるもので、補助金交付決定日以降に、発注や契約等を行い、補助事業実施期間中に支払いが完了し、かつ証拠書類によって金額等が確認できる次に掲げる経費が対象となります。

補助事業区分	経費区分	補助対象経費の内容
空飛ぶクルマ専用離着陸場等の整備	調査・検証費	会場使用料、調査・分析費、委託料、謝礼費、印刷製本費、通信費、旅費、消耗品費、その他必要と認められるもの

【留意点】

- 以下のものは補助の対象外となります。
 - ・ 公租公課（消費税及び地方消費税相当額を含む。）、振込手数料、パソコンなど汎用性のある機械等の購入費用、直接人件費に相当する経費、その他公的資金による補助対象として社会通念上不適切と認められる費用。
 - ・ 交付決定日より前に発注や契約行為を行ったものや補助事業完了日（令和9年2月28日まで）より後に支払いを行ったもの。ただし、契約期間が長期にわたるなどの事情により補助事業実施期間を超える場合であっても、補助事業実施期間中に補助事業を実施するために直接必要な経費として、補助事業実施期間中に支払いまでを行った経費と、それ以外の経費とを明確に区分できるときは、この限りではありません。

○消費税等の扱い

補助事業における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請してください。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではありません。

7 申請方法

(1) 提出書類

- ア 補助金交付申請書（空飛ぶクルマ専用離着陸場等拠点整備事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」とする。）様式第1号）
- イ 事業計画書（交付要綱様式第1-2号）
- ウ 添付書類
 - （ア）登記簿謄本又は現在事項全部証明書（発行日から3か月以内のもの）
 - （イ）直近年度の決算関係書類（貸借対照表、損益計算書）
 - （ウ）「5（2）申請要件・資格」ア及びイに係る納税証明書（次の2通）
 - ・府税事務所発行の「府税及びその附帯徴収金について未納の徴収金の額のないこと」の証明書
 - ・税務署発行の納税証明書（その3の3）未納の税額がないことの証明書
 - （エ）事業や法人の紹介パンフレット等
 - （オ）要件確認申立書（交付要綱様式第1-3号）
 - （カ）暴力団等審査情報（交付要綱様式第1-4号）

※提出部数は各1部。「イ 事業計画書」並びに「ウ 添付書類」のうち（ア）及び（ウ）については原本が必要です。それ以外の書類はコピーで可。提出いただいた書類は、本審査以外には使用しません。また、審査結果に関わらず返却できません。

※提出書類「ア 補助金交付申請書」、「イ 事業計画書」並びに「ウ 添付書類」の（オ）及び（カ）は日本語で作成してください。ただし、申請者の住所及び名称、代表者の氏名、固有名詞等については、外国語を用いて記載することができます。なお、外国語を用いて記載した場合には、その読み方等を確認する場合があります。

※共同事業者（申請事業者と共に一部経費を負担して補助事業を実施する事業者）がいる場合は、事業者ごとに「ウ 添付書類」の（ア）から（カ）までを作成し、代表者がまとめて提出してください。また、申請者、共同事業者それぞれの具体的な実施内容、役割及び経費負担について「イ 事業計画書」の2の（3）に記載してください。

※外国企業が単独で申請する場合、申請者をサポートする日本企業（代理店やパートナー企業）の情報を、「イ 事業計画書」の2の（3）に記載してください。

※府税の納税記録がない場合には、申立書（任意書式。記載事項は以下のとおり。）を作成のうえ、他の提出書類とともにご提出ください。

【記載事項】

- i 府税の納税義務を負っていない旨
- ii iにより、提出が出来ない書類の名称

※「ウ 添付書類」の（カ）の記載内容については、大阪府補助金交付規則（以下「規則」といいます。）第4条第2項第3号の規定に基づき、規則第2条第2号イに該当しないことを審査するため、大阪府暴力団排除条例第26条に基づき、大阪府警察本部へ提供することがあります。

(2) 提出期限

令和8年6月22日（月曜日）必着

郵送の場合：書留郵便等の配達記録が残る方法で発送ください。

持参の場合：提出期限日の午後5時までに持参。事前に必ず来庁日時を電話でご連絡ください。
（電話受付：土曜日、日曜日、祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

(3) 提出先

大阪府 商工労働部 成長産業振興室 産業創造課 次世代モビリティグループ
〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16
大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）25階
TEL：06-6210-9483 FAX：06-6210-9296

※公募要領及び申請書等の様式については、下記のホームページからダウンロードできます。
（郵送による配付は行いません。）

https://www.pref.osaka.lg.jp/o110020/energy/sorakuru_jigyohi/r8vertiport.html

(4) 説明動画の配信

本公募事業に係る詳細について、下記のとおり説明動画を配信します。申請をご検討の方は、必ずご視聴ください。

[配信期間]

令和8年6月1日（月曜日）午後2時から

令和8年6月22日（月曜日）午後5時まで

[配信方法]

下記のホームページへ公開します。

https://www.pref.osaka.lg.jp/o110020/energy/sorakuru_jigyohi/r8vertiport.html

(5) 質疑応答

質問は、電子メールにて受け付け、後日、ホームページにて質問内容及び回答を公開します。
対面、電話での対応はいたしません。

[質問受付期間]

令和8年6月1日（月曜日）午後2時から令和8年6月15日（月曜日）午後5時まで

[質問方法]

下記のとおり電子メールにて送付ください。

E-mail jisedai-mobility@gbox.pref.osaka.lg.jp

メール件名：「空飛ぶクルマ専用離着陸場等拠点整備事業補助金質問」

メール本文：（1）氏名、（2）法人名、（3）所在地、（4）所属、
（5）メールアドレス、（6）質問内容

[回答方法]

質問への回答は下記のホームページに掲載し、個別には回答いたしません。

https://www.pref.osaka.lg.jp/o110020/energy/sorakuru_jigyohi/r8jissyohi.html

8 審査方法

(1) 審査方法

専門家により構成された審査会を令和8年6月30日（火曜日）（予定）に開催し、応募企業から事業計画書に基づきプレゼンテーションをしていただきます。審査会では、下記の点を中心に審査を行い、補助事業を採択します。

<審査の項目及び配点>

審査項目	審査のポイント	配点
ア 事業の目的・効果	• 大阪府内に空飛ぶクルマ専用離着陸場等を整備し、これを大阪・関西での空飛ぶクルマの商用運航に活用することを目的	30点

	<p>としているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備が計画される空飛ぶクルマ専用離着陸場等は、大阪・関西における運航ネットワークの構築に寄与することが期待できるか。 	
イ 事業の計画性	<ul style="list-style-type: none"> 空飛ぶクルマ専用離着陸場等の整備とその後の活用までを見据えた計画が立てられているか。 計画の中で、当該年度に本補助金を活用して取り組む内容が明確に示されているか。 事業実施にあたっての課題と、それに対するアプローチが示され、計画の実現性が合理的に説明されているか。 	30点
ウ 事業内容の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施目的を達成するために、適切かつ効果的な手法がとられているか。 事業に要する経費の内容や金額、配分は妥当なものとなっているか。 	20点
エ 実施体制・スケジュール等	<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施体制及びスケジュールが具体的に示され、かつ実現性のある内容となっているか。 	20点

(2) 審査結果

審査の結果は、令和8年7月中旬（予定）に書面で通知します。個別の審査結果に関するお問い合わせには応じられませんので、あらかじめご了承ください。

(3) 採択事業の公表

採択された補助事業は、法人名、補助金交付決定額を大阪府ホームページ上で公表します。

9 採択後の手続き等

(1) 補助事業の経費区分の金額の変更又は事業計画・事業内容の変更

以下に該当する場合は、事前に府に申請し承認を得ていただく必要があります。

ア 補助事業の経費区分の金額の変更（2割を超えて増減する場合）

イ 事業計画又は事業内容の変更（事業の基本部分に関わらない軽微な変更を除きますが、軽微な変更にあたるか否かは、大阪府が判断しますので、必ず事前にご相談ください。）

(2) 事業途中での中止や廃止

真にやむを得ない場合以外は認められません。

(3) 状況報告

補助事業の進捗状況について、令和8年12月15日（火曜日）までに補助事業遂行状況報告書（交付要綱様式第7号）を提出してください。ただし、補助事業を令和8年11月28日（土曜日）までに完了した場合は提出の必要はありません。

(4) 実績報告

補助事業の完了した日の翌日から起算して30日を経過した日又は令和9年3月15日（月曜日）のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（交付要綱様式第8号）及び経費支出根拠

資料（見積書、請求書、納品書、通帳の写し等）を提出してください。

（５）補助金の経理

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、補助事業以外の経理と明確に区分し、補助事業が完了した日の属する大阪府の会計年度の終了後10年間保存してください。加えて、取得価格又は効用の増加価格が1件あたり50万円以上の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間の保管が必要です。

（６）財産の管理及び処分の制限

補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得又は効用の増加価格が1件あたり50万円以上）を知事の事前承認を得ることなく、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。

（７）事業の実施状況報告

事業年度終了後5年間は、年度毎に補助事業に係る過去一年間の事業状況について、経過報告書（交付要綱様式第12号）により報告いただく必要があります。

（８）検査及び現地確認

必要に応じて、補助事業者に対して報告を求めたり、現地確認を行う場合があります。

（９）大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（ハートフル条例）について

補助金の交付決定を受けた事業主は、大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例第17条第1項の規定により、障がい者の雇用状況を報告していただく必要があります。

なお、障がい者の法定雇用率が未達成の事業主につきましては、障がい者の雇入れ計画を提出していただき、法定雇用率の達成に向けた取組みをしていただく必要があります。

詳しくは、大阪府障がい者雇用促進センターのホームページ（<https://www.pref.osaka.lg.jp/o110100/koyotaisaku/sokushin-c/index.html>）をご覧ください。電話（06-6360-9077）でお問合せ下さい。

申請者の皆様へ

本補助金はいわゆる大阪府の予算に基づく公的資金であり、当然のことながら、コンプライアンスの徹底と交付ルールに則った適正執行が求められます。

補助金に申請される皆様には、以下の点について充分ご理解のうえ、各種手続を行っていただくようお願いします。

1. 補助金の申請や実績報告書の提出などの各種手続を行う場合は、事前に交付要綱、公募要領、ホームページ等を熟読し、交付の要件や手続上の制約条件などを充分ご理解ください。
2. 提出する書類や資料においては、いかなる理由があっても虚偽の記載や改ざんは認められません。
3. 不正行為があった場合、法令等に則り厳正に対処します。
4. 不正行為が認められたとき、当該補助金に係る交付決定の全部又は一部の取消を行うとともに、受領済みの補助金額に加算金(年利10.95%)を加えた額を返還していただきます。
5. 不正行為を行った申請者の名称と不正の内容は、ホームページ等で公表するとともに、大阪府から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執らせていただく場合があります。
6. 悪質な不正の場合、刑事罰等の適用の可能性について、所轄警察署に相談する場合があります。
7. 本補助金を活用して実施する補助事業が宿泊税充当事業である旨の明示を行ってください。

申請から補助金受領までの主な流れ

